

横浜市「多機能型拠点こまち」について

1 実施事業

診療所、訪問看護ステーション

訪問系サービス（居宅・重度訪問介護・移動支援）

福祉有償移動サービス

相談支援事業

通所系サービス（生活介護、放課後等デイサービス、医療型特定短期入所(泊なし)、医療型日中一時支援）

居住系サービス（短期入所（福祉型強化））

2 対象者

- 主に横浜市西部方面に居住する重症心身障害児者とその家族
- 身体障害者手帳 1 級又は 2 級と愛の手帳 A 1 又は A 2 を併せ持った方々
- 経管栄養、人工呼吸器、酸素など、医療的ケアのある方

3 短期入所（福祉型強化）について

種別・定員：単独型・5 名

対象：こまちを利用している方 人工呼吸器当重度な医療ケアの方を含む超重症児者、準超重症児者等

※ 日中通所サービスを利用しており、利用者の状態を十分に把握することができることを前提に、医療型ではなく福祉型強化での受入れを行っている。

【福祉型強化短期入所とは】

平成 30 年度報酬改定において、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するために創設された短期入所の報酬区分。医療的ケア児者に対して看護職員を常勤で 1 名以上配置することが要件とされる。

<参考>

県内の短期入所事業所	305 事業所
うち福祉型	257 事業所
医療型	34 事業所
福祉型強化	14 事業所